

産業組織研究会

近世日本米市場における財産権の保護

東京大学大学院 経済学研究科
博士課程2年 高槻泰郎
yasuo.takatsuki@gmail.com

1. 結論の概観
2. 課題設定と実証手順
3. 米切手取引の実態
4. 江戸幕府町触の分析
 - 4-1. 空米切手停止令の再解釈
 - 4-2. 公銀買い上げ政策と米切手改印制度
5. 結論

1. 結論の概観

近世日本における最大の取引物件たる米切手について、その財産権は江戸幕府によって保障されていた。

より具体的には、

米切手を提示することによって、切手券面に記載されている数量の蔵米との兌換を、切手発行者である蔵屋敷に対して請求できる権利が江戸町奉行所によって保障されていた。

2. 課題設定と実証手順

近世日本の米市場研究

- 明治期以来の膨大な研究蓄積
- とりわけ、中央市場たる堂島米会所については、1950年代までに、取引制度、並びにその組織について、相当程度が復元されるに至った。
- 1960年代から現在に至るまで、大坂米市場が果たした役割について、様々な視角から、詳細な分析が加えられている。

2. 課題設定と実証手順

大坂米市場の機能

- 先行研究は、大坂米市場の機能を以下の3つに分類。

領主米市場(実需市場)

先物取引市場(投機市場)

金融市場(米切手担保金融市場)

- このいずれについても、本質的には「米切手の取引」。

2. 課題設定と実証手順

一つの疑問

最大で年間約18万トン分の米に相当する米切手が、なぜ円滑に売買され得たのか？

- 先に掲げた3種の市場のいずれにおいても、「米切手が何時でも一定数量の蔵米と交換され得る」という前提に強く依存している。
- この前提を成り立たしめた仕組みを明らかにすることが近世期日本経済の中枢たる大坂米市場を理解する上で死活的に重要なのではないか。

2. 課題設定と実証手順

江戸幕府の役割

- 近世期において、米切手に付随する蔵米請求権を、究極的に保障し得たのは、江戸幕府のみ。
- 岡崎[1999]は、「相対済令」が象徴的に示しているように、江戸幕府による債権保護には限界があったとし、株仲間による取引統治機能を強調。
- 「相対済令」が、米市場を例外としているという事実を、岡崎[1999]は見落としている。

2. 課題設定と実証手順

江戸幕府による財産権の保護

(結論を先取りすることになるが)

- 米切手と蔵米との兌換に関して言えば、江戸幕府はその履行を例外なく保障していた。
- ある米切手に不渡りが発生しても、大坂町奉行所へ出訴すれば、蔵米との兌換が保障される仕組みが、大坂米市場において実現されていた。
- 本報告では、これを江戸幕府による財産権の保護、と捉える。

2. 課題設定と実証手順

「財産権の保護」について

- ここで財産権の保護とは、切手券面に記載されている蔵米量の全てが、保障されるということの意味しない。
- 大坂町奉行所による強制代執行で差し押さえられる、蔵屋敷の在庫米が、米切手所持人に対して、切手所持量に応じて分配される、ということの意味している。

「在庫米」の中には、諸藩が国元で囲い置いている米も含まれる。

2. 課題設定と実証手順

実証の手順

(STEP1)

大坂米市場における米切手取引の実態を、具体的に明らかにする。

- 江戸幕府の政策を理解する上では、大坂市中に出された町触の内容を正確に理解することが不可欠。
- 膨大な研究蓄積があるにもかかわらず、取引実態に関しては、ほとんど解明されていない。

2. 課題設定と実証手順

米切手の種別

- 島本[1960]による分類

出切手(蔵屋敷による払米を通じて発行される)

空米切手(蔵米の裏付けなく発行される)

調達切手(借銀の引当てとして差入れられる)

坊主切手(流通性が無い調達切手)

- 以上のように分類した上で、諸藩蔵屋敷が発行した米切手について、写真を掲載し、切手券面の文言や形式の分析を行っている(配布資料参照)。

2. 課題設定と実証手順

島本分類への疑問

形式上、4種に区別し得るという点は納得できる。

しかし、島本が掲げた写真に「出切手」と「坊主切手」の2種しかないのは何故か？

形として存在していなかったとすれば、江戸幕府が「空米切手の禁止」、「調達切手の禁止」といった町触を打ち出しているのは何故か？

この点を明らかにしない限り、江戸幕府の町触を正確に理解することは不可能。

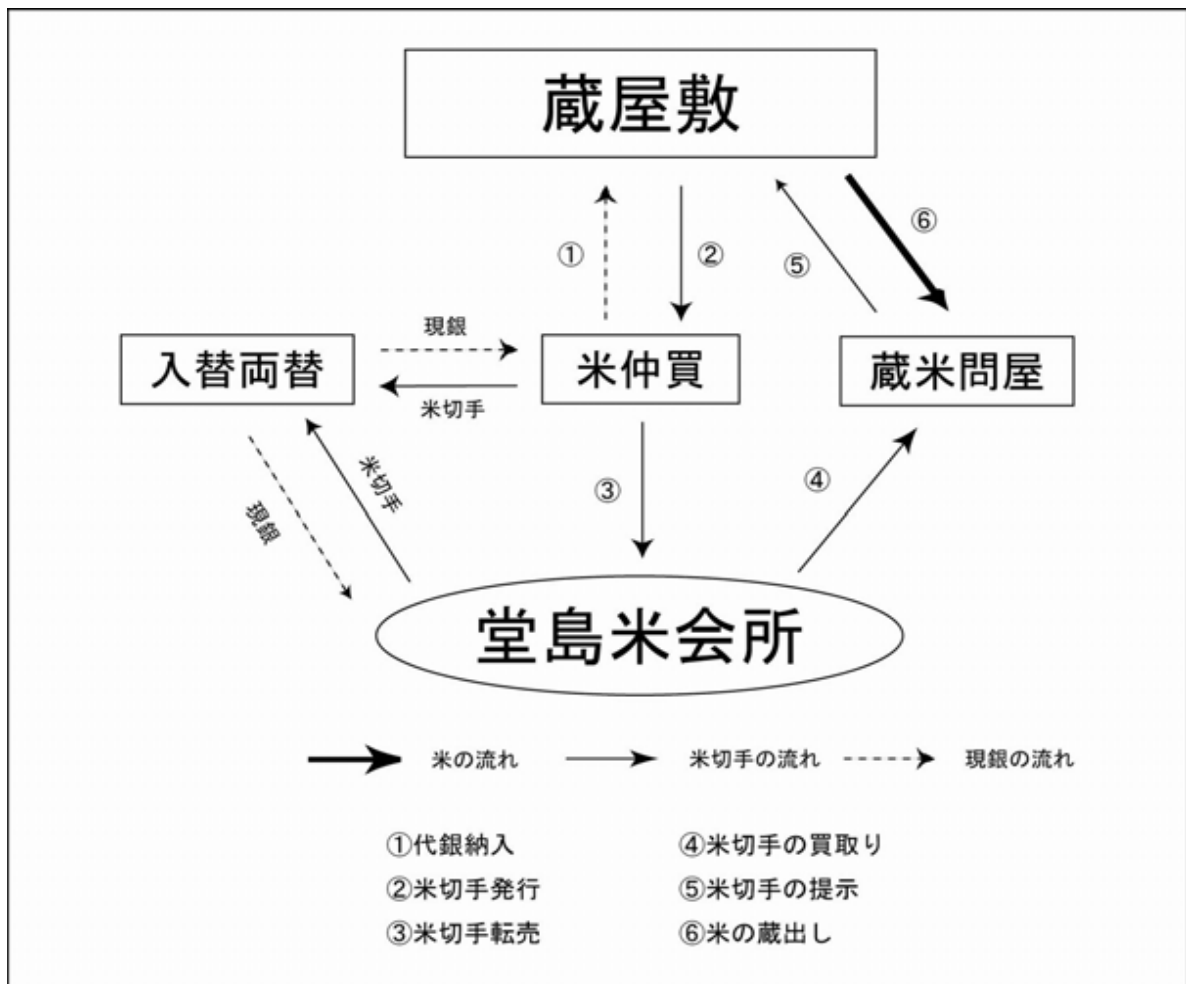
2. 課題設定と実証手順

(STEP2)

- 江戸幕府が大坂市中に出した町触の内、18世紀後半に打ち出された町触を特に取り上げて、その内容と江戸幕府の意図を検討する。
- この作業は、膨大な先行研究が行ってきた所ではあるが、島本[1960]による形式上の米切手分類を、無批判に踏襲しているため、解釈を誤っている可能性がある。

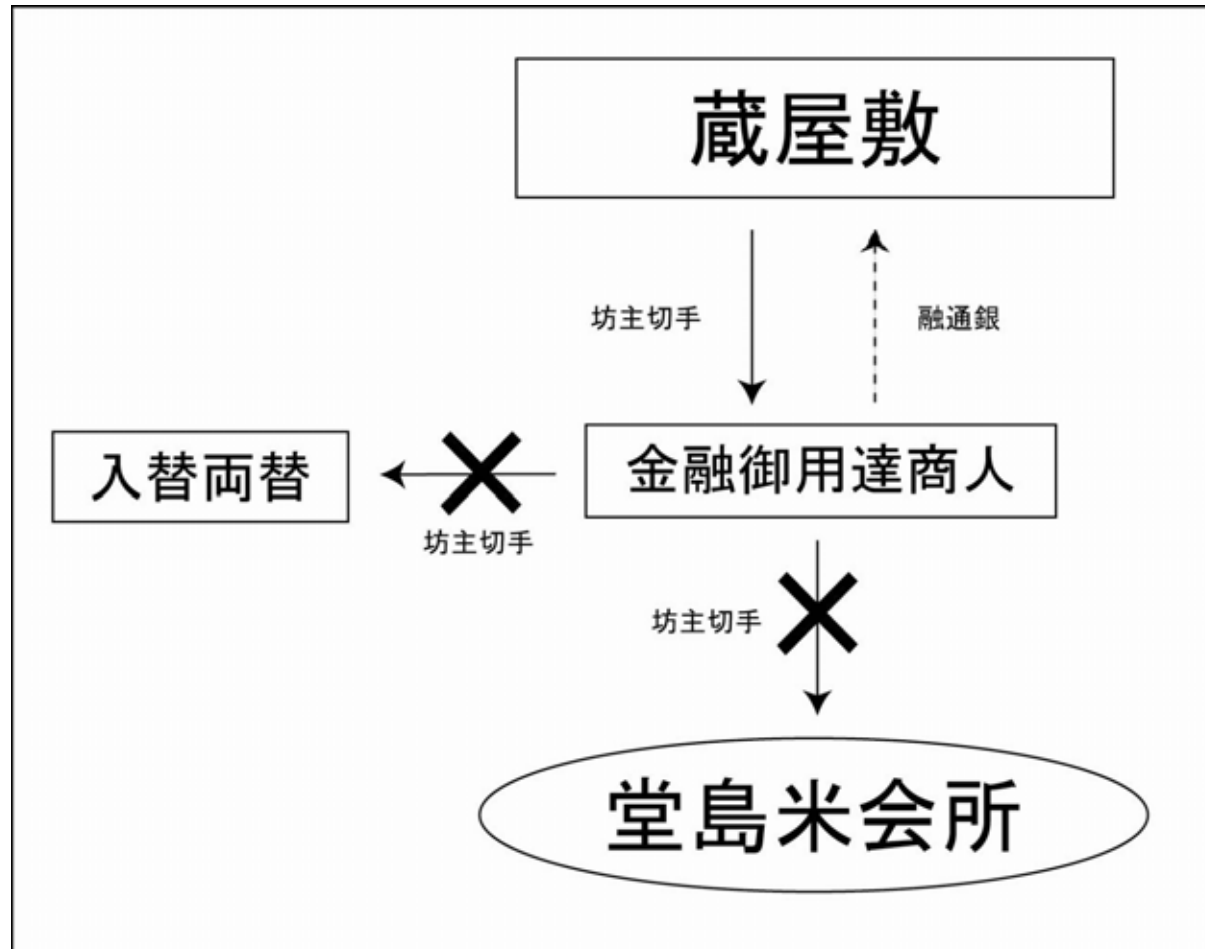
3. 米切手取引の実態

米切手の発行・流通経路～出切手・空米切手



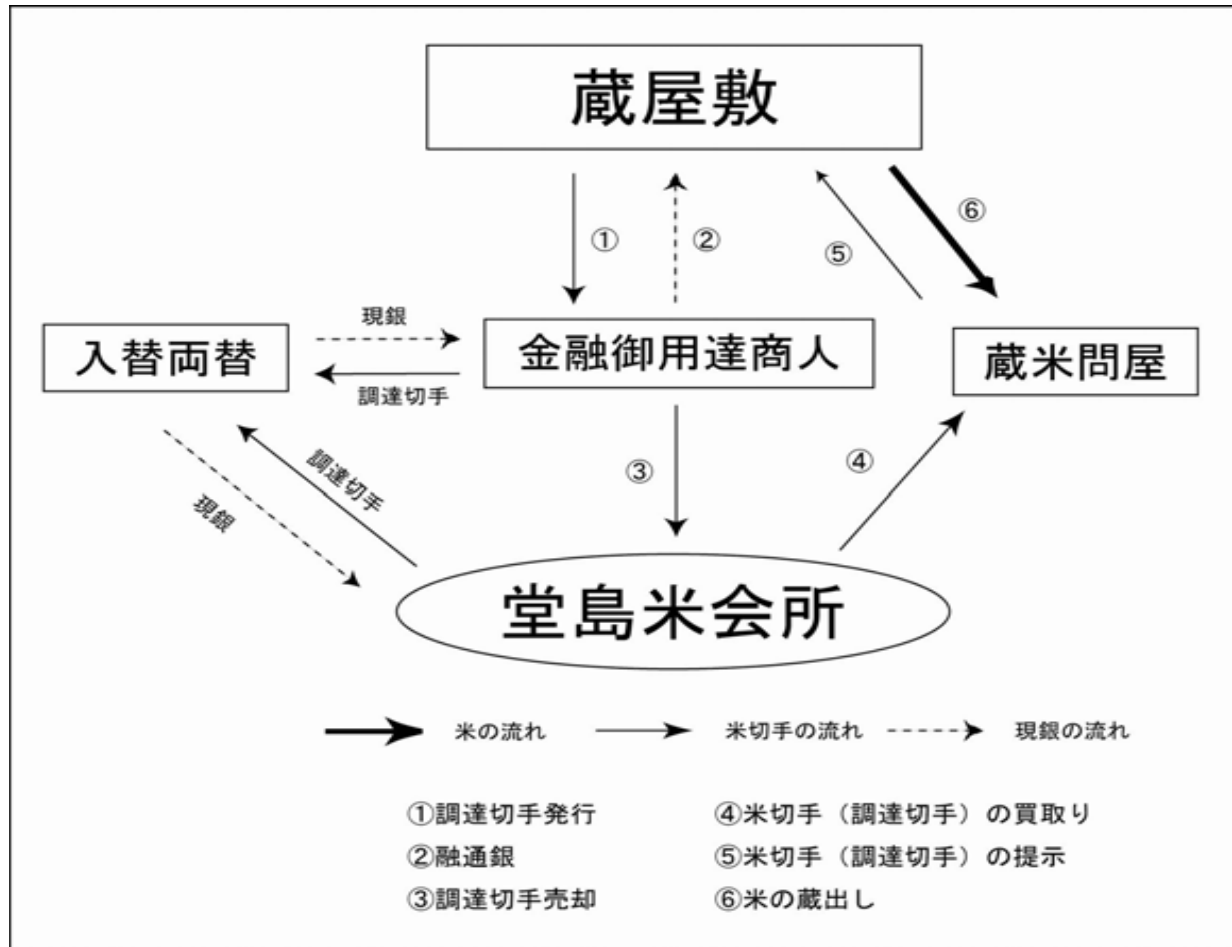
3. 米切手取引の実態

米切手の発行・流通経路～坊主切手



3. 米切手取引の実態

米切手の発行・流通経路～調達切手



3. 米切手取引の実態

蔵屋敷の資銀調達方法

- 1) 蔵米を払い下げて出切手を発行する。
- 2) 蔵米の裏付けが無い空米切手を発行する。
- 3) 坊主切手を差し入れて、借銀する。
- 4) 調達切手を差し入れて、借銀する。
 - と は利息が発生しないという点で安価。
 - と のいずれを選択するかについては、蔵屋敷と金融商人との交渉によって決まったと考えられる。

3. 米切手取引の実態

米切手の流通期間

- 切手と蔵米との引替えは、原則として各蔵屋敷が設定する蔵米の保存期間内に行う必要あり。
- 各蔵屋敷の設定する期限については、当時の米市場参加者の間で広く流布していた相場手引書に列挙されていた(平均1年半、最長で3年)。
- 米切手を買持ちする者は、期限を意識しつつ、適宜、古い切手から新しい切手へと買い換えた。

3. 米切手取引の実態

(ここまでのまとめ)

- 市場において取引される切手は、
出切手， 空米切手， 調達切手
の3種.
- ただし，これはあくまでも形式上の分類.
- 実際に，これらがどのように区別されたのか，
という点については，具体的事例から帰納的に
実証していくしかない.

3. 米切手取引の実態

事例A:

1737年6月, 広島藩蔵屋敷の取り付け騒ぎ

- 当該事件は, 広島藩蔵屋敷の在庫米量が, 発行済米切手高の3割に過ぎないことが発覚し, 騒動に発展したというもの.
- 事が発覚するに及んで, 米商人の内, 主立つ者28人が広島藩蔵屋敷に押しかけ, 次の陳述を行っている.

3. 米切手取引の実態

史料1 「吉長公御代記卷之三三上」

当御屋敷，唯今迄申分無御座候故，慥成ル御蔵と奉存候故，外蔵之切手持候者も，御屋敷之切手ニ仕替，所持仕居申し(中略)何も蔵へ出し不仕，御蔵ニ預け置申候，若此度の被成方悪敷御座候而八，当秋御新米，例年之通ニ御売リ被成候事，相成不申(中略)第一直段下値，御蔵之有米見届，其高より外，一切御払被遊候事，相成不申候，左様に成申候而八，御外聞不宜，御勝手向，至極之御差問ニ而，御蔵に米一俵も預ケ置不申候(後略)

3. 米切手取引の実態

史料1: 現代語訳

広島藩蔵屋敷は、これまで申し分のない蔵でございましたので、誰もが信用できる御蔵だと考えておりました。それゆえ、他の蔵屋敷の切手を所持していた者も、御蔵の切手に買い替え、誰も御蔵へ、米の取り付けを行うことはしませんでした。しかし、今回の対応を誤られますと、今年の秋の新米売り出しは、例年の通りにはいかないと思います。何よりも落札価格が下がりますし、厳密に御蔵にある米の量についてしか、切手を発行することができなくなります。そのようなことになってしまいましたら、外聞も宜しくないですし、資金繰りも差し支え、切手を発行次第、即座に米の請求を受けることになります。

3. 米切手取引の実態

- 信用ある蔵屋敷の場合、米の在庫量に関心が寄せられることは無かった一方で、ひとたび信用が失われれば、「米一俵も預け置不申」という状況が発生した。
- 米切手の信用力、換言すれば蔵米兌換信用力は、発行時点ではなく、事後的に決定されていたことが分かる。

3. 米切手取引の実態

事例B:

1814年11月, 筑後藩蔵屋敷の取り付け騒ぎ

史料2 「草間伊助筆記 卷六」

〔筑後蔵は〕蔵米出切手を以, 借財之引キ当として, 大坂
浜方〔米市場関係者〕并ニ市中之ものヨリ他借被成候() ,
此出切手之儀ハ正米ニ有之候故, 公辺向キにも外蔵同様,
蔵敷御取扱之義ハ, 人々能ク存シ居候義故, 慥ニ存, 市
町之もの共皆々右出切手を以て出銀仕候()(中略)近
来米価下直ニ付てハ, 作廻難被成ニ付, 無扨此四五年ハ
夥敷出切手ヲ以借財有之趣() ,

3. 米切手取引の実態

史料2 (続き)

尤空米之儀故，公辺ニ相成リ申候てハ，殿様之首尾も相
拘リ申事故()，随分兼てハ其備工ハ御心得被成候得共，
兎角御作廻難出来，年々之差引も難被成，無扨差引之節
も，右出切手を以御差引被成候様ニ相成候故，市中銀主
共も，何とやら空米之所気味悪敷()(中略)其段銀主共
ヨリ相嘆キ申候所，屋敷ヨリハ，決て空米之義にハ無之，
出切手相渡置候上ハ，自然銀主入用銀之節ハ，浜方にて
売払立用可致候()(中略)

3. 米切手取引の実態

史料2 (続き)

何分相渡シ置候出切手之辻、持参有之候ハ、宜敷被仰候故、銀主之もの共之内ヨリ、無扨銀子入用之もの八浜にて売払、暫立用仕候と申振合にて、近来其相對を以借財有之分、又広太成銀高二御座候よし、右相對切手も本切手も、皆同様の切手に有之候故()、右銀主、無扨売払申候切手ヲ、又浜方買入、是を以両替方へ入替に差入()(中略)何分屋敷之出切手に相違無之、又空米之所、相對て請取候切手八格別、浜方にて相調候切手は、急度正米に御座候()(後略)

3. 米切手取引の実態

史料2：現代語訳 - 1

〔筑後蔵は〕出切手を引当てとして、米市場関係者、並びに市中の者から借銀をしていた()。この出切手というのは、蔵米の裏付けの下に発行された切手であるので、他の蔵と同様に、大坂町奉行所によって厳しく取り扱われることは、誰もが知っていたので、皆安心して、出切手を担保に銀を貸し付けていた()。ところで、最近の米価下落によって、筑後蔵は資金繰りに困り、この4、5年は、仕方なく夥しい数の出切手を担保に、借銀をしていた()。

3. 米切手取引の実態

史料2：現代語訳 - 2

尤も、これは空米切手に当たるので、公になってしまえば、有馬の殿様の首尾にも関わることである()。この点については、十分に心得られていることであろうが、とにかく資金繰りに困っていたため、毎年の資金調達にも差し支え、やむを得ず、資金を調達する場合にも、出切手を担保に借銀を行っていたようである。これによって、債権者達も、自分達が所持する切手が空米なのではないかと気味悪く思い始め()、そのことを蔵屋敷側に訴えた所、筑後藩の蔵屋敷は、

3. 米切手取引の実態

史料2：現代語訳 - 3

「決して空米切手ではない。出切手を渡してある以上、万が一、債権者達の中で当座の資銀調達が必要な者がいれば、堂島米会所で売り払えばよい()」

と、あくまでも出切手を渡してあるから、いつ持参しても良いとおっしゃる。債権者の中には、仕方なく堂島米会所で切手を売る者があった。近来は、こうしたやり方での借銀が莫大な額に及んでいる。

3. 米切手取引の実態

史料2：現代語訳 - 4

このように、相対で発行された切手も、出切手も、いずれも同様の切手であるから()、債権者が仕方なく売り払った切手を、堂島米会所で誰かが買い入れ、これを入替両替に差し入れたりもする()。とにかく、筑後藩蔵屋敷が発行した出切手に相違なく、相対で受け取った人は別として(そうした事情を知らずに)堂島米会所で買い入れた人にとっては、全て出切手なのである()。

3. 米切手取引の実態

下線部

筑後蔵は、出切手を担保として、借銀をしていた、すなわち調達切手を発行していたことが窺える。

- 草間伊助は、通用力の点で全く同一であることから、調達切手を出切手と呼んでいることが分かる。

下線部

「無扱」=「仕方なく」、と表現していることに注意が必要。

- 本来ならば、坊主切手にて借銀をしたかった所、やむを得ず、出切手(調達切手)を発行して、借銀していた、という含みを持つ。

3. 米切手取引の実態

下線部

自らの所持する切手が空米なのではないか？と気味悪く思っている、ということは、少なくとも購入時点では、出切手と空米切手の区別をつけていないことが分かる。

- 切手券面から、両種の米切手を識別できなかったことの証左。
- 事例Aで明らかになったように、出切手と空米切手は、発行経緯や切手券面ではなく、あくまでも事後的に、当該蔵屋敷の兌換信用力に基づいて、区別されていたということになる。

3. 米切手取引の実態

下線部

筑後蔵は空米切手であることを認めず、出切手であると主張した上で、いつでも市場で売払ってもよい、と断言。

- 先に確認した通り、調達切手は、債務者の了解を得た上で、はじめて市場に流されるものであった。
- しかし、ここでは筑後蔵が売却してもよいと明言しているため、大量の調達切手が市場に流れることになった。

では、ここで流れた調達切手はどのように流通したのか？

3. 米切手取引の実態

下線部

「右相對切手も本切手も，皆同様の切手に有之候」

- ここで「相對切手」とは，筑後蔵が発行した調達切手に他ならず，市場においては，調達切手も出切手も区別無く取引されていたことが窺える。

下線部

- 筑後蔵の調達切手は，堂島米会所において第三者に売却され，その切手が入替両替に差し入れられる等，出切手と全く同じように流通していることが分かる。

3. 米切手取引の実態

下線部

「相対て請取候切手八格別、浜方にて相調候切手は、
急度正米に御座候」

- 相対で切手を受け取っていた者は、それが調達切手であることは承知している。
- しかし、堂島米会所にて、その切手を購入した第三者は、そうした事情を知らないため、「出切手」として扱っている、ということが示されている。

3. 米切手取引の実態

- 出切手, 空米切手, 調達切手の3種は, 市場において全て出切手として売買されていた.
- その一方で, ひとたび兌換信用力が失われれば, 当該蔵屋敷が発行した切手は, 全て空米切手とみなされた.

結論1.

市場においては, 「出切手」と「空米切手」の2種しか存在せず, この両者は蔵屋敷の信用力によって「事後的に」区別されていた.

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

幕府による米切手統制策として、史料上、初出に当たるものは、1761年12月30日に出された空米切手停止令。

史料3

大坂表諸家蔵屋敷払米之儀、廻着米高之外空米を書加、有米高より過米之切手を出し、相払、且廻米都合致候節は、右過米切手之分買戻し候類有之由相聞、正米直段并自余之切手米売買に相障り、甚不宜候、依之、已来右体之空米等書加へ売買いたし候儀、堅令停止候條、其旨急度可相守、若違犯之輩於有之は、可為曲事者也(後略)

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

史料3 - 現代語訳

大坂における諸大名の蔵屋敷が、蔵米の入札売りをを行う際に、廻着した米の量の他に、存在しない米を書き加え、在庫米量以上の過米切手を発行し、過米分が廻送され次第、過米切手を買い戻すようなことをしていると聞く。米価や、当該蔵屋敷、或は他の蔵屋敷の米切手売買に弊害をもたらすので、遺憾である。これによって、今後はそのような空米を含めた切手を売買することを堅く禁ずるので、必ず守るように。もし違犯するものがあれば、曲事とする。

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

史料3の解釈

- 当該期に深刻な問題となっていた米価下落への対策として、米価の押し下げ要因となる空米切手の発行を抑止せんとしたこと、そしてそれが実効性を持たなかったことは、つとに指摘されてきた。
- しかし、先の議論で明らかにされたように、市場において、出切手と空米切手とを区別することは不可能。
- ある切手が空米切手であることは、「事後的に」判明することであった。

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

史料3の解釈

- 空米切手を禁止するとは、事実上、不渡りを出すことを禁じていることになる。

(具体例)

- ・ある米切手に関して不渡りが生じたとする。
- ・切手所持人は町奉行所へ出訴し、町奉行所は当該蔵屋敷へ照会する。
- ・蔵屋敷は、それが空米切手であることを認めることはできず、あくまでも「出切手」として処理せざるを得ない。

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

史料3の解釈

- 空米切手を禁じた江戸幕府の意図

「正米直段并自余之切手米売買に相障り、甚不宜」

米値段に障るという論理は既に指摘されている。
問題は、「自余之切手売買」に障るとしている点。

- ある米切手について、空米切手であることが発覚すれば当該蔵屋敷の米切手のみならず、市場全体で、米切手に対する信用不安が広がる可能性がある。
- 江戸幕府はこの連鎖を懸念したと考えられる。

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

史料3の解釈

空米切手を禁止することで、事実上、不渡りを禁止する。
その結果、実際の在庫米量を越えて発行される米切手
量が抑制され、米切手の安全性が高まる。
市場はそれを好感し、米切手の買持ちが進む。
米価が上がる。

こうした連関を意図して打ち出された政策が、1761年の
空米切手停止令であったと解釈すべき。

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

史料3から導かれる結論

結論2.

1761年の空米切手停止令は、事実上、米切手不渡りの禁止令であり、ここに幕法上はじめて、米切手の財産権が明確に規定された。

切手に不渡りが生じた場合、強制代執行によって、蔵屋敷の現有資産を差し押さえる、ということに、大坂町奉行がコミットすると、事実上、明言した画期であった。

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

若干の先行研究批判

中井[1970]は、

「過米切手の発行を禁止されることは、多くの諸大名の財政にとって重大な影響をもつものであった」

としているが、同町触に、過米切手(空米切手)の発行を直接的に抑止する効果は無い。

不渡りの禁止とは、逆の見方をすれば、不渡りさえ出さなければ、いくら米切手を発行してもよい、とも解釈し得る。

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

史料4 - 1771年12月の町触

(前略, 史料3の内容を繰り返した上で)

近年二至, 諸家蔵役人共心得違之取計も有之哉, 米切手之出入有之, 米渡方差滞候趣相聞へ候, 右之通二而者, 切手米之取引情弱二而, 商人共買賣を危踏, 買込之見込薄, 切手之位悪敷, 正米直段へ差障候(), 無謂蔵々ヨリ米渡方差支候得者, 則停止之空米二相当候間(), 此旨急度可相守, 若違犯之輩於有之者, 可為曲事者也(後略)

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

史料4 - 現代語訳

(10年前に空米切手停止令を出したにも拘らず)

近年になり、心得違いをする蔵役人がいるのであろうか、米切手に関する訴訟があり、蔵米との兌換が差し支えているように聞いている。そのようでは、米切手取引が滞り、商人共が売買を危ぶみ、買い注文が入らなくなるため、米値段にも弊害がある()。正当な理由も無く、蔵米との兌換が滞ったとすれば、それは空米切手に相当する()。この件、堅く守るように。違犯する者は曲事とする。

4. 江戸幕府町触の分析 - 空米切手禁止政策

下線部

米切手の信用不安が、米価の押し下げ要因となる、という関係を、江戸幕府が自覚していたことを裏付けている。

下線部

「無謂」蔵米との兌換が滞った切手を「空米切手」と定義している点に注意。

史料3では、「空米を書加、有米高より過米之切手を出」すことを禁じていたが、ここではより直截に、不渡りを禁じている。

結論2は支持される。

4. 江戸幕府町触の分析 - 不渡り切手公銀買い上げ政策

史料5 1773年6月の町触

其表諸家蔵屋舗米切手取~~り~~候儀，度々相触候得共，
今以有米二紛敷切手も有之，金銀通用等も不宜趣相聞
へ候二付()，以後蔵米渡方等滞切手も有之候ハ、，御
銀を以入替可被仰付候，来七月朔日ヨリ以後入替候切
手，いつれの蔵やしき二而も，米渡方実々相滞候ハ、，
奉行所へ可申達候，右切手者公儀へ御買上二而被仰付，
代銀者公儀ヨリ切手主へ被下，町人共損失無之様被成
下()，右切手之米高者，公儀へ御取立に相成候間，
其旨を改，已来切手を不危踏，金銀取遣無差支可致融
通候(後略)

4. 江戸幕府町触の分析 - 不渡り切手公銀買い上げ政策

史料5 - 現代語訳

諸家蔵屋敷が発行する米切手について、これまでも度々町触を出してきたが、今以て、出切手と紛らわしい切手があり、金銀融通に差し支えていると聞いている()。以後、蔵米との兌換が滞った場合には、公銀で以て入替えることとする。いずれの蔵屋敷であっても、蔵米との兌換が滞れば、奉行所に出訴するように、その切手を公儀が買い上げ、代銀は切手主へ公儀から下し、損失がかからないようにする()。その旨をよく弁え、今後は切手取引を危ぶむことなく、金銀融通に差支えがないようにせよ。

4. 江戸幕府町触の分析 - 不渡り切手公銀買い上げ政策

下線部

いずれの蔵屋敷であっても、米切手に不渡りが発生した場合には、幕府は公銀で買い上げることが明言している。

下線部

その目的は、米価対策ではなく、「金銀通用」の為、すなわち、金融市場の活性化の為であるとしている。

「財産権の保護」の範疇を超えた政策と言える。

4. 江戸幕府町触の分析 - 不渡り切手公銀買い上げ政策

江戸幕府の意図

- 米切手の信用不安は、諸大名の金融逼迫に直結する。

諸大名が大坂市中から借銀を行う際に、最も有効な担保が米切手であった。

米切手の信用力を高めることにより、金融市場を活性化させ、諸大名の資銀調達を円滑に行わしめることを企図した政策であった(宮本[1989])。

4 . 江戸幕府町触の分析 - 米切手改印制度

- 不渡り切手の公銀買い上げ制度は、導入から9年後の1782年8月に廃止される。
- その代わりに導入されたのが、「米切手改印制度」。

後藤縫殿助という人物を「米切手改役」とし、後藤による改印のない米切手は、全て「空米切手」と見なされ、売買が禁じられることとなる。

米切手の発行段階から介入することで、蔵米と米切手発行量とを、厳密に1対1とするための制度。

4. 江戸幕府町触の分析 - 米切手改印制度

江戸幕府(田沼意次)の意図

- 同時期に、幕府は「公銀貸付会所」の構想を立てている。

市中から資銀を強制的に募り、それを原資として、
「江戸幕府から」諸大名に銀を貸す、という事業。

これと後藤による米切手改印制度を組み合わせることにより、諸大名から資銀調達を自由を奪い、大坂金融市場を、江戸幕府の管轄下に置くことを企図した。

「財産権の保護」という受け身の政策から、積極的な介入政策に転じた背景には、こうした企図があった。

4. 江戸幕府町触の分析 - 米切手改印制度

諸大名の反発と田沼の失脚

- 後藤による改印を拒否する蔵屋敷が続出.

空米切手を発行することにより、財政を運営してきた諸藩にとって、それを物理的に禁じられることは死活問題であった。

田沼意次の失脚により、改印制度は廃止(1787年)。

4 . 江戸幕府町触の分析 - 1787年以降

- 後藤による改印制度が廃止されて以後，幕府は新たな米切手統制策を打ち出していない．
- しかし，町触以外の史料から，その後の体制がいかに定められていたのかを推測することは可能．
- 1787年10月12日付で，大坂西町奉行に着任した，松平貴強に対して，大坂管内の状況について報告するため，大坂町奉行所が提出した，次の史料が参考になる．

4. 江戸幕府町触の分析 - 1787年以降

史料6 「米切手掛り之事」

一、諸家蔵屋敷米切手之儀、安永二巳年七月以来之滞者、米切取主、御役所へ訴次第、銅座詰御勘定立会、於御役所相糺、東西組与力式人ツ、同心三人ずつ宛掛り、申付候事(後略)

(現代語訳)

1773年以降(不渡り切手買い上げ制度導入の年)以後に、米切手不渡りに関する出訴があれば、出訴され次第、銅座の勘定掛が立会の上で審議し、判決を下す。

4. 江戸幕府町触の分析 - 1787年以降

史料6の解釈

- 後藤による改印制度が廃止された直後から、米切手に関する訴訟を例外なく取り上げる旨を、大坂町奉行所が、新任の町奉行に申し送っている。
- その一方で、不渡り切手の買い上げについては言及が無いため、従来の「財産権の保護」政策に回帰していることが窺える。

4. 江戸幕府町触の分析 - 1787年以降

史料2の抜萃(再掲)

「出切手之儀ハ正米ニ有之候故、公辺向キにも外蔵同様、
厳敷御取扱之義ハ、人々能ク存シ居候義故、慥ニ存、市
町之もの共皆々右出切手を以て出銀仕候」()

「尤空米之儀故、公辺ニ相成り申候てハ、殿様之首尾も
相拘り申事故」()

史料2が描く1814年前後の制度は、不渡り切手の公銀
買い上げ制度が始まる前の制度、つまりは1772年以前
の制度と同様であることが分かる。

4. 江戸幕府町触の分析 - 1787年以降

- 改印制度が廃止された1787年以後，幕末に至るまで，表向き「空米切手」は禁止，出切手に関する出訴は取り上げるという，制度が維持されていた。

結論3.

江戸幕府は，1761年に空米切手停止令を出してから幕末に至るまで，一貫して米切手の財産権を保護し続けていた。

5 . 結論

結論 1 .

市場においては、あくまでも「出切手」が売買されており、それと「空米切手」とは、蔵屋敷の信用力によって事後的に区別されていた。

結論 2 .

1761年の空米切手停止令において、事実上、米切手不渡りが禁じられたことにより、はじめて、米切手の財産権が幕法上、明確に規定された。

5 . 結論

結論3 .

江戸幕府は、1761年の空米切手停止令から幕末に至るまで、一貫して米切手の財産権を保護し続けていた。

大坂米市場において、大量の米切手が円滑に売買された背景には、江戸幕府が提供する司法サービスが存在した。米切手が「厳敷御取扱之義ハ、人々能ク存シ居候」とした、草間伊助の記述が、そのことを如実に物語っている。

5 . 結論

参考文献

【刊行資料】

大阪市参事会編『大阪市史 第三』大阪市参事会, 1901年.

大阪市参事会編『大阪市史 第五』大阪市参事会, 1915年.

室谷鉄腸編「浜方記録」本庄栄治郎編『近世社会経済叢書第二巻』
改造社, 1926年.

【研究文献】

賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版社, 2002年.

島本得一『蔵米切手の基礎的研究』産業経済社, 1960年.

鶴岡実枝子「18世紀以降の大名金融市場としての堂島」『史料館研究紀要』第2号, 1969 年3月, 133-208頁.

中井信彦『転換期幕藩制の研究』塙書房, 1971年.

宮本又郎『近世日本の市場経済』有斐閣, 1988年.